

III 地域福祉班

1 地域福祉

- (1) 地域福祉の推進
- (2) 社会福祉協議会指導監査（町村）
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 生活困窮者自立支援事業

2 障害者福祉

- (1) 障害者福祉（障害者総合支援法）
- (2) 自立支援給付支給事務等に関する市町村指導及び障害福祉サービス事業者等指導
- (3) 特別障害者手当等支給制度
- (4) 沖縄県心身障害者扶養共済制度

3 児童福祉

- (1) 管内児童人口の状況
- (2) 家庭児童相談室
- (3) 助産制度
- (4) 保育行政・公立保育所等指導監査

4 老人福祉・介護保険

- (1) 老齢人口（65歳以上）
- (2) 介護保険事業者の指定・変更・運営指導状況及び管内事業所数

5 母子父子寡婦福祉

- (1) ひとり親世帯の実態
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉対策

6 配偶者暴力相談支援センター

- (1) 業務の内容
- (2) 相談状況

1 地域福祉

(1) 地域福祉の推進

社会福祉法第4条において「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように地域福祉の推進に努めなければならない」としている。このことを目的として、当所では、地区民生委員・児童委員協議会、就労・生活支援パーソナルサポートセンター北部をはじめとした福祉関係諸団体と連携し、事業を進めている。

(2) 社会福祉協議会指導監査（町村）

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、都道府県・市町村に設置されている機関である。公私の社会福祉事業関係者や社会福祉事業に関心と熱意を持つ者の参加と協働の下に、地域の社会福祉活動の相互連絡、総合整備や組織化、効率化を促進することによって地域住民の福祉を増進することを目的とするものであり、地域福祉活動を推進していく上で中核的な役割を担う民間組織である。

沖縄県においては、社会福祉法人である社会福祉協議会が適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営確保を図ることを目的として、社会福祉法第56条第1項の規定に基づき指導監査を行っている。当所は令和2年度まで管内町村社会福祉協議会の指導監査を担っていたが、令和3年度からは要綱改正により県福祉政策課が実施主体となっている。

(3) 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき都道府県知事の推薦により厚生労働大臣から委嘱されるもので、その任期は3年である。

民生委員は一定の区域を担当し、地域住民の生活状態を詳細に把握し、住民からの相談に応じるとともに、必要な援助を行う。また、民生委員は児童福祉法に基づき児童委員も兼ねており、児童福祉の推進にも取り組んでいる。さらに、主任児童委員は児童委員の中から指名され、児童福祉に関する機関との連絡調整や、児童委員の活動支援を行う。

民生委員・児童委員は、福祉事務所や関係機関と連携し、公的機関の業務に協力する役割も担っている。

表1 管内民生委員・児童委員配置状況

令和7年4月1日現在（単位：人）

	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	合計
定数	109 (8)	24 (2)	19 (2)	8 (2)	26 (2)	36 (2)	13 (2)	7 (2)	7 (2)	249 (24)
現員	80 (7)	19 (2)	18 (2)	7 (2)	22 (1)	27 (2)	13 (2)	6 (1)	7 (2)	199 (21)

（任期：令和4年12月1日～令和7年11月30日）※（ ）内の数字は主任児童委員数の再掲

表2 民生委員・児童委員の活動状況

(単位:件、回、日)

			名 護 市	国 頭 村	大 宜 味 村	東 村	今 帰 仁 村	本 部 町	伊 江 村	伊 平 屋 村	伊 是 名 村	北 部 合 計
内 容 別 相 談 ・ 支 援 件 数	在 宅 福 祉	(1)	380	2	55	0	8	42	6	9	18	520
	介 護 保 険	(2)	116	18	0	0	12	14	17	2	0	179
	健 康 ・ 保 健 医 療	(3)	76	19	16	2	12	55	2	25	0	207
	子 育 て ・ 母 子 保 健	(4)	87	8	11	0	1	7	42	0	4	160
	子 ど も の 地 域 生 活	(5)	2,454	16	15	0	3	99	24	17	11	2,639
	子 ど も の 教 育 ・ 学 校 生 活	(6)	923	42	19	3	10	58	169	67	35	1,326
	生 活 費	(7)	85	5	19	3	10	103	7	33	1	266
	年 金 ・ 保 険	(8)	38	4	4	0	0	4	0	9	0	59
	仕 事	(9)	27	0	4	1	9	9	0	5	0	55
	家 族 関 係	(10)	63	8	8	0	9	23	6	5	4	126
	住 居	(11)	50	1	5	3	13	11	0	2	0	85
	生 活 環 境	(12)	129	16	17	19	13	126	3	10	4	337
	日 常 的 な 支 援	(13)	795	100	351	227	45	237	47	129	13	1,944
	そ の 他	(14)	1,032	154	229	11	217	189	220	63	50	2,165
	計	(15)	6,255	393	753	269	362	977	543	376	140	10,068
分 野 別 相 談 ・ 支 援 件 数	高 齢 者 に 関 する こ と	(16)	1,722	221	386	229	201	627	220	268	47	3,921
	障 害 者 に 関 する こ と	(17)	254	28	109	18	17	95	28	16	2	567
	子 ど も に 関 する こ と	(18)	3,344	59	50	2	12	193	220	82	55	4,017
	そ の 他	(19)	935	85	208	20	132	62	75	10	36	1,563
	計	(20)	6,255	393	753	269	362	977	543	376	140	10,068
	調 査 ・ 実 態 把握	(1)	349	83	29	49	332	28	142	47	106	1,165
そ の 他 の 活 動 件 数	行 事 ・ 事 業 ・ 会 議 へ の 参 加 協 力	(2)	2,282	184	490	198	915	144	276	218	143	4,850
	地 域 福 祉 活 動 ・ 自 主 活 動	(3)	5,748	431	1,045	390	967	365	732	224	356	10,258
	民 児 協 運 営 ・ 研 修	(4)	1,736	89	235	94	524	262	240	80	51	3,311
	証 明 事 務	(5)	117	27	11	2	39	16	17	6	13	248
	要 保 護 児 童 の 発 見 通 告 ・ 仲 介	(6)	18	5	31	0	2	0	0	0	0	56
	回 訪 数 問	訪 問 ・ 連 絡 活 動	(7)	3,262	553	986	226	1,515	861	1,037	669	71
連 回 絡 数 調 整	そ の 他	(8)	828	152	274	121	298	472	269	209	45	2,668
	委 員 相 互	(9)	1,967	52	365	3	103	125	180	6	36	2,837
	そ の 他 の 関 係 機 関	(10)	1,371	53	342	22	91	139	62	120	44	2,244
	活 動 日 数	(11)	11,580	998	2,402	1,076	2,853	2,065	1,794	809	714	24,291

(4) 生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、平成 27 年 4 月 1 日から生活に困窮している者に対し、生活保護に至る前の段階で自立に向けた支援を行うこととなった。

北部管内の 8 町村について、沖縄県が相談窓口を「沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター北部」に設置しており、主な支援メニューは、以下のとおりである。

ア 自立相談支援事業

生活の困りごとや不安に対し、必要な支援と一緒に考え、一人ひとりの状況に応じた支援プランを作成し、自立に向けた支援を行う。

イ 住居確保給付金事業

離職などにより住居を失った者、または失うおそれの高い者に、就職に向けた活動をすること等を条件に、一定期間、家賃相当額を支給し生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行う。令和 7 年度より転居費用補助も可能となる。

ウ 就労準備支援事業

社会や他人との関わりに不安があるなど、すぐに就労困難な者に一定期間の就労準備講習（プログラム）に沿って、日常生活や社会生活に必要な基礎能力を培いながら、就労自立に向けた支援や就労機会の提供を行う。

エ 居住支援事業（旧・一時生活支援事業）

住居のない生活困窮者に対し、一定期間宿泊場所や衣食の提供を行う（シェルターサービス）。

シェルター等を退所した者、現在の住居を失うおそれのある者であって地域社会から孤立した状態にある低所得者当に対し一定期間訪問による見守りや必要な支援等を行う（地域居住支援事業）。

オ 家計改善支援事業

相談者自身が置かれている家計状況を理解できるよう家計計画票を作成し家計の「見える化」を図る。

表 3 相談件数

（単位：件）

	R2	R3	R4	R5	R6
相談件数	785	706	163	147	132

表 4 事業申請・決定件数

（単位：件）

	R6 申請・決定状況
住居確保給付金事業	新規申請 1 件、新規決定 1 件 延長決定 0 件
就労準備支援事業	申請 13 件、決定 13 件
一時生活支援事業	申請 4 件、決定 4 件
家計相談支援事業	申請 21 件、決定 21 件

2 障害者福祉

(1) 障害者福祉（障害者総合支援法）

平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行され、これまで 3 障害（身体障害・知的障害・精神障害）ごとに異なる制度で提供されていたサービスが一元化された。また、平成 25 年 4 月からは、障害者自立支援法を障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）とするとともに、障害者の定義に難病等が含まれるようになった。

ア 障害福祉サービスの給付体系

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス体系は、自立支援給付と地域生活支援事業から成り立っている。

自立支援給付は、介護を行うためのサービス（居宅介護、放課後等デイサービス、短期入所等）に対して支給される介護給付と、障害者の適性に応じて一定の訓練を行うサービス（自立訓練、就労移行支援、共同生活援助等）に対して支給される訓練等給付があり、全国で共通したサービスが提供されている。この他、自立支援医療と補装具費の給付がある。

表 1 管内障害福祉サービス事業所

令和 7 年 3 月 31 日現在（単位：事業所）

	名 護 市	国 頭 村	大 宜 味 村	東 村	今 帰 仁 村	本 部 町	伊 江 村	伊 平 屋 村	伊 是 名 村	合 計
居宅介護	16	0	1	0	1	2	1	1	0	22
重度訪問介護	15	0	1	0	1	2	1	1	0	21
同行援護	2	0	0	0	0	1	0	0	0	3
療養介護	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
生活介護	14	0	2	0	1	1	0	0	0	18
短期入所	8	0	2	0	0	1	0	0	0	11
自立訓練（生活）	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
就労移行	3	0	0	0	1	1	0	0	0	5
就労継続（A型）	6	0	0	0	1	0	0	0	0	7
就労継続（B型）	26	4	1	1	5	6	2	0	1	46
就労定着支援	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
共同生活援助	11	1	1	1	2	2	0	0	0	18
施設入所支援	4	0	2	0	0	1	0	0	0	7
計画相談支援	13	1	1	0	3	3	1	0	0	22
地域移行支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童発達支援	23	0	1	0	2	2	0	0	0	28
放課後等デイサービス	27	0	1	0	2	3	0	0	0	33

保育所等訪問支援	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
居宅訪問型児童発達支援	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
障害児入所支援	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
医療型障害児入所支援	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
障害児相談支援	9	1	1	0	3	1	1	0	0	16
合計	187	7	14	2	22	26	6	2	1	267

地域生活支援事業は、自治体が地域の実情や利用者の状況に応じて柔軟に実施するものであり、各自治体ごとに事業内容（相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具の給付等）が定められている。

イ 相談支援事業と地域自立支援協議会

市町村において、地域生活支援事業として相談支援事業を実施し、障害者、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行っている。さらに、地域自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行うこととなっている。

管内市町村の相談支援事業は、すべて指定相談支援事業者に委託されている。令和6年度から市町村基幹相談支援センターの設置が努力義務となったことを受け、令和7年度より、これまで市町村相談支援事業を委託していた指定相談支援事業所へ基幹相談支援センター業務を委託し、管内全9市町村に基幹相談支援センターが設置された（名護市は直営一部委託方式）。基幹相談支援センターは各市町村での相談支援体制の中核を担い、管内全9市町村に設置済みの地域自立支援協議会においても事務局業務を一部担い、情報共有や地域の相談支援体制・ネットワークの構築を行っている。

福祉事務所では、北部圏域障害者自立支援連絡会議を平成19年度に設置し、市町村及び関係機関と相談支援体制の構築に向けた意見交換を行っている。また、平成24年度以降、連絡会議の下部組織として、各部会（療育・教育部会、就労支援部会、住まい・暮らし部会、相談部会）を設置し、それぞれの課題についての検討や意見交換、研修会等を実施している。

また、市町村設置の地域自立支援会議及び福祉事務所設置の北部圏域自立支援連絡会議においては、北部圏域アドバイザー（1名）及び圏域体制推進員（1名）により相談支援体制の構築に係る指導・調整等が行われている。

表2 令和6年度北部圏域障害者自立支援連絡会議取組状況 令和6年度末現在（単位：回）

会議・研修		開催回数
全体会		1
相談部会	部会	2
	定例会（事務局会議）	12
	サービス管理責任者連絡会	5
	サービス管理責任者研修会	1
	相談支援専門員連絡会	2

相談部会	相談支援従事者等研修会	2
	地域移行・地域定着ワーキング	1
	地域移行・地域定着ワーキング コア会議	3
	フォローアップ連絡会	1
住まい暮らし部会	部会	2
	グループホーム情報シート作成ワーキング	2
療育・教育部会	部会	2
	医療的ケア児ガイドブック作成委員会 ワーキング	2
	医療的ケア児ガイドブック作成委員会 コア会議	7
	発達障害児者支援研修会	1
	医療的ケアを必要とする方の受け入れ事業所連絡会	1
就労支援部会	部会	2
	企業見学会	1
	就労支援事業所サービス管理責任者スキルアップ研修	1

(2) 自立支援給付支給事務等に関する市町村指導及び障害福祉サービス事業者等指導

ア 自立支援給付支給事務等に関する市町村指導

目 的 : 市町村の自立支援給付支給事務が円滑かつ適正に実施されるよう、支給事務に関する事項について周知徹底させる。

根拠法令 : 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4

指導件数 : 令和 6 年度 実施 5 件

イ 障害福祉サービス事業者等指導

目 的 : 障害福祉サービス事業者等に対し、自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底させる。

根拠法令 : 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 11 条第 2 項及び第 48 条第 1 項

児童福祉法第 21 条の 5 の 22

指導件数 : 令和 6 年度 実施 16 事業所（27 サービス）

表 3 令和 6 年度障害福祉サービス事業所等指導実施状況（サービス種別）

令和 6 年度末現在

サービス種別	実施数	サービス種別	実施数
居宅介護	2	自立訓練（生活）	0
重度訪問介護	2	就労移行	1
同行援護	0	就労継続（A 型）	2
療養介護	0	就労継続（B 型）	5

生活介護	0	就労定着支援	0
短期入所	0	共同生活援助	2
児童発達支援	6	保育所等訪問支援	0
放課後等デイサービス	7	居宅訪問型児童発達支援	0
合計			27

(3) 特別障害者手当等支給制度

昭和 61 年障害福祉年金等の制度改革に伴い、それまでの福祉手当の支給額、支給要件等を改善し、重度の障害のために必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として支給されている。

ア 特別障害者手当

精神又は身体に重度の障害を有するため日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳以上の者。

イ 障害児福祉手当

精神又は身体に重度の障害を有するため日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳未満の者。

ウ 福祉手当（経過措置）

昭和 61 年 3 月 31 日時点において、20 歳以上であった従来の福祉手当の受給資格者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金を受給できない者に対して、経過措置として従来の福祉手当が支給されている。

表 4 特別障害手当等支給件数

令和 6 年度末現在（単位：件）

町村名 手当名	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	合計
特別障害者手当	5	0	0	5	12	2	1	0	25
障害児福祉手当	6	1	1	5	6	1	1	0	21
福祉手当 (経過措置)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	11	1	1	10	18	3	2	0	46

(4) 沖縄県心身障害者扶養共済制度

この制度は、心身障害者を扶養している保護者を加入者とし、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったときに、その扶養する心身障害者に終身一定額の年金を支給するものである。

加入できる人

将来、独立自活することが困難であると認められる障害者（知的障害、身体障害（身体障害者手帳 1 級～3 級）及びこれらと同程度と認められる精神又は身体の永続的な障害を有する者）を扶養している保護者で、次の条件にあてはまるとき。

- ① 住所が沖縄県にあること。
- ② 65歳未満であること。
- ③ 特別な疾病又は障害を有していない者であること。

年金の給付

加入者が死亡し、又は重度障害となったときは、その月からその者が扶養していた心身障害者に対し、月額2万円の年金が支給される（2口加入の場合は4万円）。

申請方法

保護者（加入申込者）の居住地の福祉事務所の窓口へ申請書に必要書類を添えて申し込む。

表5 心身障害者扶養共済制度加入等状況

令和6年度末現在（単位：人）

	国 頭 村	大 宜 味 村	東 村	今 帰 仁 村	本 部 町	伊 江 村	伊 平 屋 村	伊 是 名 村	計
新規加入者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
加入者数	0	0	0	2	1	1	0	0	4
受給者数	1	3	1	2	8	4	0	0	19

3 児童福祉

出生率の低下による少子化の進行、子どもの貧困、社会生活環境の変動等、児童を取り巻く環境は大きく変化しており、児童福祉施策の推進は一層、重要となっている。当福祉事務所は児童相談所、市町村及びその他の関係機関との連携を密にすることにより児童福祉施策の充実強化と児童福祉の向上を図るための業務を行っている。

(1) 管内児童人口の状況

名護市を除く管内町村の18歳未満の人口は、令和7年3月末現在、5,876人で、総人口に占める割合は15.6%となっている。

町村別の総人口に占める児童人口の割合は、伊平屋村が18.7%と管内で最も高く、次いで伊是名村となっている。

表1 年度別管内児童人口

(単位：人、%)

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
名護市	児童人口	12,950	13,048	13,793	13,766	13,598		
	総人口	63,214	63,644	63,817	64,040	64,288		
	比率	20.5	20.5	21.6	21.5	21.2		
管内町村	国頭村	児童人口	736	705	696	652	513	
		総人口	4,603	4,558	4,500	4,505	4,432	
		比率	16.1	15.4	15.5	14.5	11.6	
	大宜味村	児童人口	430	404	419	389	401	
		総人口	3,071	3,061	3,034	2,957	2,925	
		比率	14.0	13.2	13.8	13.2	13.7	
	東村	児童人口	265	265	262	264	228	
		総人口	1,723	1,730	1,735	1,717	1,671	
		比率	15.3	15.1	15.1	15.4	13.6	
	今帰仁村	児童人口	1,664	1,663	1,635	1,579	1,544	
		総人口	9,357	9,371	9,343	9,239	9,130	
		比率	17.8	17.7	17.5	17.1	16.9	
	本部町	児童人口	2,331	2,293	2,139	2,187	2,084	
		総人口	13,108	13,020	12,957	12,899	12,883	
		比率	17.8	17.6	16.5	17.0	16.2	
	伊江村	児童人口	765	749	732	700	673	
		総人口	4,420	4,381	4,355	4,235	4,182	
		比率	17.3	17.1	16.8	16.1	16.1	
	伊平屋村	児童人口	240	235	223	223	218	
		総人口	1,182	1,181	1,162	1,176	1,163	
		比率	20.2	20.1	19.2	18.9	18.7	
	伊是名村	児童人口	241	250	247	228	215	
		総人口	1,311	1,306	1,262	1,230	1,215	
		比率	18.4	19.1	19.6	18.5	17.6	
管内町村合計		児童人口	6,672	6,561	6,353	6,222	5,876	
		総人口	38,775	38,608	38,348	37,958	37,601	
		比率	17.2	16.9	16.6	16.4	15.6	

(2) 家庭児童相談室

家庭児童相談室は、家庭児童の福祉に関する相談や指導業務の充実強化を図るため、福祉事務所に設置されている。家庭児童福祉主事及び家庭児童支援員が配置され、町村の児童福祉担当者や児童相談所と連携を密にし、児童福祉の向上に努めている。

また、児童福祉法改正に伴い、平成 17 年 4 月から各市町村に児童家庭相談窓口が設置されており、家庭児童相談室では、高い専門性を必要とする相談への対応や、管内各町村の要保護児童対策地域協議会の構成員として、代表者会議、実務者会議、個別支援会議へ参加し、町村の後方支援を行っている。

福祉事務所における児童相談の受付経路別件数と処理件数は、表 2 及び表 3 のとおりである。

表 2 受付経路別件数（実数）

令和 6 年度末現在（単位：件）

発見	児童委員の通告	児童相談所からの送致	児童相談所からの委嘱	保健所からの通	警察署からの通	らの通告	その他の都道府県（指定都市含む）からの通	市町村からの通	学校からの相談	家族・親戚からの相談	本人から相談	その他から通告等	合計
3		4						18					25

表 3 処理件数（実数）

令和 6 年度末現在（単位：件）

事社福知の会公司的指福司障導祉又害主は者	助産施設	支母援子施生設活	はの条法通通・第知告22ま32た条	はへ児童の通相致談又所	了るの児童委査嘱相のに談完よ所	紹あ他介つのせ機ん関・に	言相・談そ・の助他	合計
	19						25	44

相談対応件数は、令和6年度は807件であり、養護・虐待が406件と最も多い状況となっている。

表4 対応件数(延べ)

(単位:件)

種別 年度	養護 ・虐待	養護 ・その 他	保 健	障 害 ・ 発 達	障 害 知 ・ 的 身 体 ・	非 行	育 成 ・ 不 登 校	育 成 ・ 育 児 ・ ・ し性 づ格 け ・	その 他	計
令和4年度	129	187	0	0	0	4	19	3	200	542
令和5年度	134	233	0	0	0	9	4	4	287	671
令和6年度	406	349	0	0	0	0	46	0	6	807

(3) 助産制度

ア 根拠

児童福祉法第22条には、福祉事務所は、妊娠婦が保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合において、その妊娠婦から申し込みがあったときは、その妊娠婦に対し助産施設において助産を行わなければならないと規定している。

イ 助産施設

助産施設は、児童福祉法第36条で規定されており、児童福祉施設のひとつである。児童福祉施設は、児童の心身ともに健やかな成長を図り、将来、児童が健全な社会生活を営むことができるよう、児童に適切な生活環境を与えることを目的としている。児童の健全育成という考え方には妊娠婦の健康の維持も含まれるものとされ、助産施設は安全な出産のために設置されている。

表5 助産施設措置決定状況

令和6年度末現在 (単位:人)

市町村 施設名	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	計
県立北部病院	5				2	11				18
県立中部病院		1								1
計	5	1			2	11				19

(4) 保育行政・公立保育所等指導監査

ア 保育行政指導監査（令和 6 年度）

目的：市町村の保育所入所事務や保育所運営費負担金等保育行政の適正かつ円滑なる実施を確保するため、必要な助言・勧告又は是正の措置を講ずる。

実施市町村：4 村（東村、今帰仁村、本部町、伊是名村）

イ 公立保育所および幼保連携型認定こども園指導監査（令和 6 年度）

目的：入所児童処遇、職員の配置及び勤務条件、設備の状況等施設運営管理全般の状況を把握し、適正な施設運営管理のための助言指導を行う。

実施箇所：名護市（1 か所） 国頭村（1 か所） 大宜味村（1 か所） 東村（1 か所）
今帰仁村（1 か所） 本部町（1 か所） 伊江村（2 か所）
伊平屋村（1 か所） 伊是名村（1 か所）

ウ へき地保育所立入調査（令和 6 年度）

目的：市町村が設置する認可外保育施設（へき地保育所）に対して児童福祉法第 59 条第 1 項に基づき立入調査を実施する。

実施箇所：国頭村（1 か所）

4 老人福祉・介護保険

高齢社会の急速な進行、高齢者自身の心身機能の低下による様々な症状（寝たきり、認知症等）の増加、核家族化に伴う一人暮らしや高齢者夫婦世帯の増加、家庭における介護機能の低下と扶養意識の減退等、高齢者を取り巻く社会環境はますます複雑化、困難化してきている。

県においては、平成12年4月から介護保険制度が実施されたことから、「沖縄県介護保険事業支援計画」を含む総合的な計画として「沖縄県高齢者保健福祉計画」を策定し、介護予防・健康づくりや生きがいづくりを積極的に進めることにより高齢者の社会的活動への参加を促進している。

また、保健・医療・福祉の連携をより一層強化し、総合的なサービスを提供するための基盤整備を行い、だれもが住み慣れた家庭や地域で、できる限り自立し、安心した生活が出来るよう、その実現に向かって取り組むべき施策を推進している。

(1) 老齢人口(65歳以上)

名護市を除く管内町村の65歳以上の老齢人口は、令和6年10月1日現在で13,715人であり、総人口に占める割合は、36.2%で前年度に比べて0.8ポイントの増となっている。

なお、北部福祉事務所管内の状況は下表のとおりである。

表1 老齢人口

令和6年10月1日現在 (単位:人、%、世帯)

市町村名	総人口 A	老齢人口 B	高齢化率の推移 B/A(%)		
			R4年	R5年	R6年
名護市	64,693	15,547	23.3	23.6	24.0
管内町村	国頭村	4,467	1,702	36.9	37.4
	大宜味村	2,934	1,235	39.5	40.7
	東村	1,710	649	36.1	36.6
	今帰仁村	9,239	3,278	34.1	34.8
	本部町	12,890	4,369	33.5	33.5
	伊江村	4,268	1,644	36.2	37.2
	伊平屋村	1,186	386	31.5	32.5
	伊是名村	1,232	452	33.5	34.2
	合計	37,926	13,715	34.9	35.4
					36.2

資料：高齢者福祉介護課・高齢者福祉関係基礎資料より抜粋

(2) 介護保険事業者の指定・変更・運営指導状況及び管内事業所数

ア 介護保険事業者の指定・更新について

北部福祉事務所では、管内の単独型事業所の介護保険事業者の指定・更新を行っている。また、介護福祉施設等に併設している事業所の所管は、本庁となる。

イ 変更の届出等について

介護保険事業者から届出のある事業所運営に関する変更の届出、休止・廃止・再開届出、介護給付費算定に係る体制等届に係る事務を行っている。

ウ 運営指導について

適正なサービス提供を支援することを目的に「沖縄県介護保険施設等指導要綱」等に基づき、介護保険事業所に対して、運営指導を行っている。

なお、北部福祉事務所管轄の新規指定、更新及び運営指導状況は表2のとおりである。

表2 指定及び運営指導実施状況

(単位:件)

サービス種別	令和6年度		
	新規指定	指定更新	運営指導
訪問介護	2	6	10
訪問入浴介護	0	0	1
介護予防訪問入浴介護	0	0	1
訪問看護	4	0	4
介護予防訪問看護	4	0	4
通所介護	2	1	6
通所リハビリテーション	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	0	0	0
福祉用具貸与	0	2	1
介護予防福祉用具貸与	0	2	1
特定福祉用具販売	0	2	1
特定介護予防福祉用具販売	0	2	1
合計	12	15	30

※平成30年4月1日より、居宅介護支援事業所の指定権限が、県から市町村へ権限移譲

5 母子父子寡婦福祉

社会状況が厳しさを増す中で、生別母子及び父子世帯が増加している。また、ひとり親家庭は経済的に不安定な状況が多く、時代とともに抱える問題も多様化している。

これらのひとり親家庭等に対し、母子父子寡婦福祉資金の貸付等による経済的な自立の支援を図るとともに、生活相談や生業の指導等を行い、福祉の向上に努めているところである。

(1) ひとり親世帯の実態

当所管内の母子世帯数は、1,474世帯（※令和5年8月1日現在）で、総世帯数に占める割合は3.18%となっている。

父子世帯数は、152世帯（※令和5年8月1日現在）で、総世帯数に占める割合は0.33%となっている。

表1 市町村別、母子・父子世帯数及び出現率

（単位：世帯・%）

No.	市町村名	総世帯数		母子世帯						父子世帯					
				世帯数			出現率			世帯数			出現率		
		H30	R5	H30	R5	増減	H30	R5	増減	H30	R5	増減	H30	R5	増減
1	名護市	28,192	29,858	949	953	4	3.37%	3.19%	-0.17%	116	79	-37	0.41%	0.26%	-0.15%
2	国頭村	2,002	2,038	79	63	-16	3.95%	3.09%	-0.85%	10	7	-3	0.50%	0.34%	-0.16%
3	大宜味村	1,247	1,350	54	45	-9	4.33%	3.33%	-1.00%	15	9	-6	1.20%	0.67%	-0.54%
4	東村	749	766	23	23	0	3.07%	3.00%	-0.07%	2	5	3	0.27%	0.65%	0.39%
5	今帰仁村	3,584	3,716	128	127	-1	3.57%	3.42%	-0.15%	23	18	-5	0.64%	0.48%	-0.16%
6	本部町	5,400	5,510	217	196	-21	4.02%	3.56%	-0.46%	22	25	3	0.41%	0.45%	0.05%
7	伊江村	1,945	1,904	48	44	-4	2.47%	2.31%	-0.16%	5	3	-2	0.26%	0.16%	-0.10%
8	伊平屋村	519	542	12	14	2	2.31%	2.58%	0.27%	2	2	0	0.39%	0.37%	-0.02%
9	伊是名村	681	625	12	9	-3	1.76%	1.44%	-0.32%	6	4	-2	0.88%	0.64%	-0.24%
合計		44,319	46,309	1,522	1,474	-48	3.43%	3.18%	-0.25%	201	152	-49	0.45%	0.33%	-0.13%

〈出所〉令和5年度 沖縄県ひとり親世帯等実態調査報告書

（5年ごとに実施、女性力・ダイバーシティ推進課による）

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉対策

ア 母子・父子自立支援員

沖縄県では各福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置しており、当所には 1 人が配置されている。母子・父子自立支援員は母子家庭等の生活安定と経済的な自立を図るために母子父子寡婦福祉資金の貸付相談等を行っている。

表 2 相談種別の状況

(単位：件)

区分 相談種別		前年 度 繰 越 件 数	新規 相 談 件 数	合 計	解 決 件 数	翌 年 度 繰 越 件 数	相 談 回 数
母子福祉資金	貸付	0	302	302	302	0	318
	償還	0	496	496	496	0	543
父子福祉資金	貸付	0	6	6	6	0	6
	償還	0	22	22	22	0	23
寡婦福祉資金	貸付	0	0	0	0	0	0
	償還	0	46	46	46	0	46
公的年金		0	0	0	0	0	0
児童扶養手当		0	0	0	0	0	0
生活保護		0	0	0	0	0	0
税		0	0	0	0	0	0
その他の		0	64	64	64	0	70
合計		0	936	936	936	0	1,006

イ 母子・父子福祉協力員

沖縄県では各福祉事務所に母子・父子福祉協力員を配置しており、当所には 2 人が配置されている。母子・父子福祉協力員は母子父子寡婦福祉資金貸付金の円滑な償還を図るため、貸付を利用した世帯を訪問し、償還計画及び支払いについて調査・指導を行っている。

ウ 母子父子寡婦福祉資金の貸付

母子家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図る制度として、母子父子寡婦福祉対策の中で重要な位置を占めている。貸付金の種類は修学資金等の12種類がある。

表3 年度別、資金別母子父子寡婦福祉資金貸付状況

(単位：件・千円)

年度別 資金別	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始											0	0
事業継続											0	0
修 学	14	6,661	12	5,617	18	12,688	20	12,847	18	11,261	82	49,074
技能習得	3	2,448	1	816	1	816			1	636	6	4,716
修 業			1	816			2	1,296	1	816	4	2,928
就職支度											0	0
医療介護											0	0
生 活	2	909	1	492	1	315					4	1,716
住 宅											0	0
転 宅	1	152	1	143			1	62			3	357
就学支度	7	2,226	6	1,838	9	2,703	9	3,446	2	724	33	10,937
結 婚											0	0
合 計	27	12,396	22	9,722	29	16,522	32	17,651	22	13,437	132	69,728

※金額は千円未満を四捨五入して表示しているため、内訳の合計が必ずしも総計と一致しない場合があります。

エ 母子父子寡婦福祉資金の償還状況

母子父子寡婦福祉資金は、母子世帯等の経済的自立を図るための貸付制度である。もともと生活基盤の弱い母子世帯等は不景気や就職難の影響を受けやすく、償還状況は必ずしも好ましくない。当事務所においては、滞納者に対し、電話・訪問等により生活実態の把握に努めるとともに、生活状況に応じた償還方法の相談等を行い、償還促進に努めている。

表4 資金別、母子父子寡婦福祉資金の償還状況

(単位：千円・%)

区分 資金種別	合計			過年度・令和6年度別内訳					
				過年度			令和6年度		
調定額	収入済額	償還率	調定額	収入済額	償還率	調定額	収入済額	償還率	
事業開始	1,326	1	0%	1,325	0	0%	1	1	100%
事業継続	0	0	-	0	0	-	0	0	-
修 学	11,596	7,066	61%	4,746	795	17%	6,850	6,271	92%
技能習得	1,642	1,492	91%	107	77	72%	1,535	1,415	92%
修 業	448	30	7%	448	30	7%	0	0	-
就職支度	0	0	-	0	0	-	0	0	-
医療介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
生 活	1,829	1,057	58%	889	216	24%	940	841	89%
住 宅	0	0	-	0	0	-	0	0	-
転 宅	69	69	100%	0	0	-	69	69	100%
就学支度	2,481	2,060	83%	394	71	18%	2,086	1,989	95%
結 婚	0	0	-	0	0	-	0	0	-
合 計	19,391	11,775	61%	7,909	1,190	15%	11,481	10,586	92%

※金額は千円未満を四捨五入して表示しているため、内訳の合計が必ずしも総計と一致しない場合があります。

表5 母子・父子・寡婦別、母子父子寡婦福祉資金の償還状況

(単位：千円・%)

区分 資金種別	合計			過年度・令和6年度別内訳					
				過年度			令和6年度		
調定額	収入済額	償還率	調定額	収入済額	償還率	調定額	収入済額	償還率	
母 子	18,344	10,906	59%	7,745	1,147	15%	10,599	9,760	92%
父 子	471	447	95%	12	8	67%	459	439	96%
寡 婦	575	422	73%	152	35	23%	423	387	91%
合 計	19,391	11,775	61%	7,909	1,190	15%	11,481	10,586	92%

※金額は千円未満を四捨五入して表示しているため、内訳の合計が必ずしも総計と一致しない場合があります。

オ 自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発を支援するもので、指定教育講座を受講し、修了した場合、経費の 60%に相当する額（雇用保険法に基づく教育訓練給付の支給を受けることができる場合は、その支給額との差額）を支給している。

令和 6 年度は支給実績なし。

カ 高等職業訓練促進費給付金事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師や保育士等の資格取得のため、6 月以上養成機関等で修業する場合に、修業期間中の生活負担軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的に、月額 10 万円（課税世帯の場合 7 万 5 百円）（※）を支給している。また、終了後には、修了給付金として 5 万円（課税世帯の場合 2 万 5 千円）を支給している。

令和 6 年度は 3 名が受給している。

（※）就業期間最後の 12 月については、月額 14 万円（課税世帯の場合 11 万 5 百円）

6 配偶者暴力相談支援センター

(1) 業務の内容

配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための機関であり、都道府県は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)第3条第1項に基づき、都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において同支援センターとしての機能を果たすこととなっている。

沖縄県では、女性相談支援センターと各福祉事務所に配偶者暴力相談支援センター機能が付与されており、当所では、DV防止法第3条第3項に基づき、女性相談支援員等がDV被害者等から各般の問題について相談を受け、助言指導、法的援助、関係機関への紹介、自立支援、一時保護支援の業務を行っている。

(2) 相談状況

表1 年度別相談件数

(単位：件)

	来 所		電 話		出 張		合 計		
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	合計
令和2年度	94(80)	0	245(182)	3(1)	45(40)	0	384(302)	3(1)	387(303)
令和3年度	80(71)	1(1)	272(246)	4(2)	23(22)	0	375(339)	5(3)	380(342)
令和4年度	62(58)	0	262(234)	2(1)	33(31)	0	357(323)	2(1)	359(324)
令和5年度	38(38)	0	152(139)	5(3)	24(24)	0	214(201)	5(3)	219(204)
令和6年度	27(27)	0	116(104)	4(4)	18(14)	1(1)	161(145)	5(5)	166(150)

※()内は相談内容にDVを含むものの再掲

表2 令和6年度年齢別件数

(単位：件)

	18歳未満	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不 明	合 計
名護市	0	0	0	22	25	3	0	9	59
国頭村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大宜味村	0	0	0	12	17	0	0	0	29
東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
今帰仁村	0	0	1	4	0	0	0	4	9
本部町	1	0	18	0	30	2	0	2	53
伊江村	0	0	5	0	0	0	0	0	5
伊平屋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊是名村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管 外	0	0	0	0	0	0	0	2	2
県 外	0	0	0	3	0	0	0	0	3
不 明	0	0	2	0	0	0	0	4	6
合 計	1	0	26	41	72	5	0	21	166

表3 令和6年度経路別件数

(単位: 件)

経路 地域別	本人 自身	警察 関係	法務 関係	婦他 人府 相談 所	婦他 人の 相 談 員	福祉 事務 所	相他 談の 機 関	施 設 会 等 福 祉	医 療 機 関	教 育 関 係	労 働 関 係	知 縁 人 故 等 者	その 他	合 計
名護市	28	0	0	0	26	0	0	0	0	0	0	0	5	59
国頭村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大宜味村	18	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	5	29
東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
今帰仁村	1	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	3	8
本部町	5	0	0	0	0	0	36	0	0	0	0	0	12	53
伊江村	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
伊平屋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊是名村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他地区	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3
不明	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	2	7
合計	57	1	0	0	28	0	47	0	1	0	0	2	30	166

表4 年度別相談主訴状況

(単位: 件)

主訴 年度別	人間関係										住居問題	帰住先なし	経済問題			医療問題			不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	五条違反	合計					
	夫等			子ども		親族の問題	交際相手		家庭不和	男女問題	ストーカー被害	その他	生活困窮	サラ金・借金	その他	病気	精神の問題	その他										
	夫等の暴力	酒・薬物依存	離婚問題	その他	子どもの暴力		交際相手からの暴力	から性の暴力																				
令和2年度	176	0	82	42	2	6	25	1	0	2	0	0	0	1	0	0	0	49	0	0	0	0	387					
令和3年度	278	0	27	7	0	2	17	0	0	0	0	0	0	3	15	0	18	0	4	1	8	0	0	380				
令和4年度	289	0	20	1	0	4	11	11	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	1	0	0	359				
令和5年度	96	4	96	6	0	2	5	1	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	7	0	0	220				
令和6年度	99	0	12	13	0	0	28	2	0	0	0	0	0	5	1	0	0	0	4	0	0	2	0	0	166			

※五条違反…売春防止法第5条(勧誘等)

※交際相手からの暴力及びストーカー被害にかかる統計は平成25年度より実施

表5 令和6年度処理状況

(単位: 件)

	助言指導	保護命令支援	来所指示	一時保護支援	自立支援	帰宅・知人宅等	その他	他機関紹介	紹介場所内訳(再掲)							合計	
									セ女性相談支援	配他暴のセントラル	福祉事務所	市町村役場	家庭裁判所	保健所	警察	その他	
来所	27	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28
電話	72	0	29	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	17	120
出張	6	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	1	19
計	105	0	29	0	0	0	13	0	0	0	0	1	0	0	1	18	167